平成２３年（フ）第９号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1568番地の12
債務者　田邊　奈美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第６号
徳島県阿南市那賀川町大京原1045番地２　市営大京原団地23号、旧住所徳島県阿南市那賀川町大京原1060番地
債務者　三島　正三
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第８４５号
高知市桜井町２丁目１番33号　すみれハイツ３Ｆ
債務者　片岡　晋吾
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０号
高知市高須新木１番28―１号
債務者　濵田　奈穂
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３号
高知市薊野北町４丁目３番28号　坂本ハイツ206、申立時の住所高知市一宮中町１丁目５番10号　清野マンション202号
債務者　大窪　初日
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７０号
高知市南万々110番地１　万栄荘１Ｆ２号
債務者　刈谷　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７３号
高知市北本町１丁目６番４号　コーポルイ402号
債務者　松田　俊輔
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１９号
佐賀県唐津市鏡1830番地87
債務者　兼武　順子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１３号
佐賀県唐津市大良777番地
債務者　松本けい子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１４号
佐賀県唐津市東城内16番18号
債務者　谷丸　博幸
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第４６号
大分市大字皆春912番地
債務者　長野まり子（旧姓猪頭）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８０号
大分市大字八幡11番地の２　藤田アパート202
債務者　首藤　義和
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３２１５号
福岡市城南区西片江２丁目28番16号
債務者　三笘　正勝
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２１６号
福岡市城南区西片江２丁目28番16号
債務者　三笘　秀子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７９号
岩手県花巻市吹張町４番31号
債務者　松井　弘子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１２号
岩手県花巻市台第２地割353番地、前住所岩手県北上市相去町滝の沢４番地75　ライフステーションＡ―102号
債務者　渡辺　裕也
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５号
富山市婦中町西本郷305番地14
債務者　大畑　徳和
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
富山地方裁判所民事部